

⑥ 環境政策課からの注意喚起

問 環境政策課(内線 125) 笠間支所地域課(内線 72115) 岩間支所地域課(内線 73115)

○土地は適切に管理しましょう

空地などの使用していない土地を適切に管理することは、所有者や管理者の責務です。

管理されていない土地は、草木の繁茂、害虫などの発生、ごみの不法投棄の誘発などにより、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすことがあるほか、管理が不十分であることが原因で事故などが発生した場合は、所有者の責任が問われることもあります。

所有者や管理者は、土地のご近所や地域の方に連絡先を伝えておくことでの無用なトラブルの未然防止や、土地や建物が適正な状態を保てるように、定期的な除草や木竹の剪定など適正管理に努めてください。なお、刈払機などを使用する場合は、騒音などの発生についても周辺に配慮をお願いします。

○野焼きは禁止されています

「野焼き」とは、ごみを野外で燃やす行為のことで、法律で禁止されています。少量であっても、ごみは適正に処分しましょう。なお、農業や林業を営むためのやむを得ない焼却など一部例外として認められる行為もありますが、「けむたくて窓が開けられない」「洗濯物が干せない」など生活環境への影響がある場合は、指導の対象となりますので、地域の生活環境への配慮をお願いします。

⑦ 中小企業退職金共済制度をご存じですか

問 中退共本部 Tel 03-6907-1234

中小企業退職金共済(中退共)制度は、中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。国からの有利な掛金助成や税法上の優遇も受けられ、手数料もかかりません。家族従業員やパートタイムも加入できます。詳しくは、ホームページをご覧ください。



詳しくはこちら

「かさめ〜る」にご登録ください

「かさめ〜る」とは、メールアドレスを登録していただくことによって、市の情報を携帯電話やインターネット接続されたパソコンへメールを配信するサービスです。

内容 ・行政情報 ・災害情報 ・防災無線情報 ・観光情報
・火災情報 ・不審者情報

料金 登録無料(通信費は各自負担)

登録方法 市ホームページからご登録ください。('かさめ〜る'で検索)

問 秘書課(内線 225)



携帯電話から